

寒河江市意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある者（以下「聴覚障がい者等」という。）が円滑な意思の疎通を図るうえで支障があるときに、手話通訳又は要約筆記を行う者（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、意思伝達の手段を確保することにより、聴覚障害者等の社会参加の促進に資することを目的とする。

(派遣対象者)

第2条 意思疎通支援者の派遣対象者は次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する聴覚障がい者等
- (2) 市内において聴覚障がい者等と意思の疎通を必要とする者又は団体
- (3) 前2号のほか、市長が特に支援する必要があると認める者又は団体

(派遣の内容)

第3条 意思疎通支援者の派遣は、聴覚障がい者等において社会生活上支障があると認められる場合に行う。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣をしないものとする。

- (1) 営利を目的としている場合
- (2) 政治団体又は宗教団体が行う活動の場合
- (3) 通勤、通学等通年かつ長期にわたる場合
- (4) 専ら個人の遊興及び娯楽を目的としている場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上適当と認められない場合

3 派遣区域は一日の範囲内で用務を終えることが可能な外出の区域に限る。

(派遣の申請)

第4条 意思疎通支援者の派遣を受けようとする者は、原則として5日前までに

意思疎通支援者派遣申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、申請書に記載すべき事項を実質的に記載した書類がフ

ァクシミリにより送付された場合には、これをもって申請書の提出に代えることができる。

(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を精査し、

派遣が適当と認められる場合、第7条の意思疎通支援者登録簿に登録されている者のうち適当なものを選定する。

2 市長は、意思疎通支援者の派遣を決定したときは、申請者に対し、意思疎通

支援者派遣決定(却下)通知書(様式第2号)により通知する。また、意思疎

通支援者に対し、意思疎通支援者派遣依頼通知書(様式第3号)により派遣の依頼を行う。

3 市長は、派遣が適当と認められない場合及び意思疎通支援者を派遣すること

ができない場合は、申請者に対し、意思疎通支援者派遣決定(却下)通知書

(様式第2号)により通知する。

(費用の負担)

第6条 意思疎通支援者の派遣に係る費用の負担は無料とする。ただし、派遣の

際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費、特別の交通費その他こ

れらに類する費用は申請者の負担とする。

(意思疎通支援者の登録)

第7条 市長は、意思疎通支援者登録申請書(様式第4号)を提出した者のうち、

次のいずれかに該当し、本事業の派遣要請に応じることができる者について意思疎通支援者登録簿（様式第5号）に登録するものとする。

(1) 手話通訳

ア 手話通訳士

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格し登録を受けた者

イ 手話通訳者

都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者

ウ 手話奉仕員

市町村及び都道府県が実施する手話奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録された者及びそれと同等の技術を有すると市長が認めた者

(2) 要約筆記

ア 要約筆記者

全国統一要約筆記者認定事業試験に合格した者及びそれと同等の技術を有すると市長が認めた者

イ 要約筆記奉仕員

都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業を修了した者及びそれと同等の技術を有すると市長が認めた者

2 市長は、前項の規定により登録した者に対し、寒河江市意思疎通支援者登録証（様式第6号。以下「市支援者登録証」という。）を交付する。

3 第1項の規定により登録された意思疎通支援者は、その登録内容に変更がある場合、意思疎通支援者登録内容変更届出書（様式第7号）により、届け出なければならない。

(意思疎通支援者の責務)

第8条 意思疎通支援者は、この業務を行うにあたっては派遣対象者の人権を尊重し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。登録を解除した後も、同様とする。

(登録証の携帯)

第9条 意思疎通支援者は、派遣業務に従事する際、市支援者登録証を常に携帯し、必要がある場合にはこれを提示するものとする。

(派遣の報告)

第10条 派遣された意思疎通支援者は、業務終了後速やかに、意思疎通支援者活動報告書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(意思疎通支援者の派遣手当)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を確認のうえ意思疎通支援者に対し手当を支給する。

2 前項の手当の額は別表のとおりとする。

(意思疎通支援者の登録解除)

第12条 市長は、意思疎通支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、意思疎通支援者の登録を解除する。

(1) 意思疎通支援者から登録を辞退する旨の申し出があった場合

(2) 第8条に規定する責務に反する行為など、意思疎通支援者として不適当と認められた場合

2 意思疎通支援者は、その登録を解除された場合、市支援者登録証を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(寒河江市手話・要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱の廃止)
- 2 寒河江市手話・要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱（平成18年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

意思疎通支援者資格区分	1 時間あたり	1 時間未満の端数があるとき 1 分あたり
手話通訳士・手話通訳者	1, 440 円	24 円
手話奉仕員	1, 320 円	22 円
要約筆記者	1, 440 円	24 円
要約筆記奉仕員	1, 320 円	22 円

注) 活動時間には、次の所要時間を含む

- 1 自宅から実施場所までの往復時間。ただし、2 時間を限度とする。
- 2 事前打ち合わせに要する時間
- 3 使用する機材の準備及び撤去に要する時間

様式第1号（第4条関係）

意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

寒河江市長 様

下記の内容により、意思疎通支援者の派遣を申請します。

申請者 (利用者) ※団体の場合、 氏名欄には代表 者氏名を記入	区 分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体（団体名： _____）		
	ふりがな		電 話	
	氏 名		F A X	
	住 所	〒 寒河江市		
派 遣 の 希 望 日 時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分			
派 遣 場 所				
希望する支援 (○をつける)	1 手話通訳			
	2 要約筆記	手書き	ノートテイク ・ 全体投影	
		P C	ノートテイク ・ 全体投影	
派 遣 を 必 要 と する 理 由 ※具体的に記入				
参加予定人数 (団体の場合)	全体数 _____ 人、うち聴覚障害者等 _____ 人			
待 合 せ 時 間				
待 合 せ 場 所				

備考：派遣を必要とする理由に関し、案内文、要綱等の参考資料があれば添付。
規模、内容に応じて、複数人が派遣される場合があります。

様式第2号（第5条関係）

意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年 月 日

様

寒河江市長

年 月 日付けで申請のありました意思疎通支援者の派遣については、次のとおり決定（却下）になりましたので通知します。

1 決 定

派遣対象者		
派遣の内容	利用日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
	派遣場所	
	内 容	
	支援者氏名	
	待 合 せ	時間 場所
	そ の 他	

2 却 下
却下理由

様式第3号（第5条関係）

意思疎通支援者派遣依頼通知書

年 月 日

様

寒河江市長

下記のとおり、意思疎通支援者の派遣申請がありましたので、業務に従事していただきたく依頼します。

派遣対象者		
派遣の内容	利用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	派遣場所	
	内 容	
	待 合 せ	時間 場所
	そ の 他	※複数の意思疎通支援者と従事する場合はその氏名等

様式第4号（第7条関係）

意思疎通支援者登録申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者氏名

寒河江市意思疎通支援者として、下記のとおり登録申請します。

ふりがな		生年 月日	年 月 日
氏名			
住所	〒		
連絡先	固定電話		
	携帯電話		
	ファックス		
登録区分 (資格等)	手話通訳士 ・ 手話通訳者 ・ 手話奉仕員		
	要約筆記者 ・ 要約筆記奉仕員		
	対応可能内容	手書き要約筆記 ・ パソコン要約筆記	

※登録区分は該当するものに○をつけ、資格の証明書等を添付してください。
要約筆記の場合、手書き・パソコンのうち対応可能なものにも○をつけてください。

様式第6号（第7条関係）
寒河江市意思疎通支援者登録証

（表）

寒河江市意思疎通支援者登録証	
氏名	
上記の者は、寒河江市意思疎通支援者 であることを証明します。	
年	月 日
寒河江市長	印

（裏）

意思疎通支援者責務
1 意思疎通支援者には守秘義務があり、 業務上知り得た個人の事柄については、 登録を取り消した後も含めて、他に漏ら してはいけません。また、十分に人権に 配慮してください。
2 業務中は、この登録証を所持してくだ さい。
3 登録が解除になったときは、この登録 証を返還してください。

様式第7号（第7条関係）

意思疎通支援者登録内容変更届出書

年 月 日

寒河江市長 様

届出者氏名

下記のとおり登録内容が変更になりましたので届け出ます。

項 目	変更前	変更後
氏 名		
住 所	〒	〒
連 絡 先		
登録区分 (資格等)		

※資格に変更がある場合は、変更後の証明書等を添付してください。

年 月 日

寒河江市長 様

支援者氏名

依頼のありました意思疎通支援者派遣業務について、下記のとおり実施したので報告します。

派遣資格	<input type="checkbox"/> 手話通訳士	<input type="checkbox"/> 手話通訳者	<input type="checkbox"/> 手話奉仕員
	<input type="checkbox"/> 要約筆記者	<input type="checkbox"/> 要約筆記奉仕員	
派遣対象者			
活動場所			
活動内容			
活動日	年 月 日 ()		
活動時間※	時 分 ~ 時 分 (合計時間 時間 分)		
引継ぎ事項、感想、反省点等			

- ※ 活動時間には、次の所要時間を含みます。
- (1) 自宅から実施場所までの往復時間（2時間を限度とする）
 - (2) 事前打ち合わせに要する時間
 - (3) 使用する機材の準備及び撤去に要する時間